旧警戒区域において貸家業を営んでいた申立人について、借家人の避難に伴う 逸失利益の算定に当たり、東京電力の主張する減価償却費の取扱いや固定費と変 動費の振分けの方法を採用せずに賠償額が算定された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばない ことを確認する。

記

1

(1) 営業損害

金4,070,579円

(2)一時立入費用

金14, 322円

- 2 期間
- (1) については、平成23年3月11日から平成24年9月30日まで
- (2) については、平成23年12月1日から平成24年9月30日まで

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、本件に対する和解金として金408万4901 円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

## 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、 その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間 に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月18日